

# ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」を見て下さい。

本庁環境課 ☎62-1192  
 相分庁 地域振興室 ☎62-1111  
 上那賀支所 地域振興室 ☎66-0111  
 木沢支所 地域振興室 ☎65-2111  
 木頭支所 地域振興室 ☎68-2311  
 那賀町クリーンセンター ☎64-0754

資源ごみ		収集できるごみ		分けるときの注意事項		出しかた	
紙類 (右の種類ごとに分ける)	新聞紙 (宣伝用チラシ紙は除く)	●チラシを混入しないこと	それぞれ種類(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。) <b>1回に50kgまで</b>	分けかた(種類・品目) <b>赤文字は特にご注意下さい</b>		分けるときの注意事項	
	チラシ (宣伝用)	●新聞紙と区別すること		●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと		●酒類用の裏面が銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に	
	本類 (週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍)、厚紙、包装紙	●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いする  ふた(キャップ)は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること		●ピンの口部分と下部分の色が違うときは、口部分の色で出すこと	
	ダンボール (厚みの部分に波型の芯が入っているもの)	●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと		●ふた(キャップ)やガラス、電球、蛍光灯、陶器等は絶対に混ぜないこと、また、殺虫剤、農薬、化粧ピンは必ずゆすいで『燃えないごみ』の分類で出して下さい。		●透明な袋(品目)ごとにヒモで十文字にしっかりとくくる(収集日が雨天でも収集業務は行いますので出して下さい。) <b>1回に指定コンテナ15個まで(合計重量50kgまで)</b>	
ビン類 (右の3種類に分ける)(化粧ピンは除く)	無色(透明)ビン [こわれたビンでも色判別ができれば入れること]	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる  <b>1回に指定袋15個まで</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	茶色ビン [こわれたビンでも色判別ができれば入れること]	●ふた(キャップ)は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	その他ビン (黒色、緑色、青色等)	●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
容器包装プラスチック	発泡スチロール製トレイ	●魚函(トロパコ)、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして必ず指定の透明袋(青文字、緑文字どちらでも可)に入れること	町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる <b>1回に指定袋15個まで</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	プラスチック製容器 (ペットボトルを除く)	●リサイクル(再商品化)するため容器や袋に付着している汚れや内容物(中身)は取り除くこと		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	ペットボトル	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
缶類	容量1ℓまでの	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	町指定の専用袋(透明で青文字又は緑文字)に入れる <b>1回に指定コンテナ15個まで</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	植物性の食用油	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
燃えるごみ	揚げ物 (てんぷら) をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	町指定の専用袋(家庭用=白、事業用=青)に入れる <b>1回に指定袋15個まで(合計重量50kgまで)</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	機械油は絶対に混入しないこと (収集できません)	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
燃えないごみ	上記の『紙類』以外の紙くず(☑マークのついた容器やティッシュなど) 台所ごみ、布切れ、木くず(産業廃棄物は除く) 布団、座布団、毛布(指定の袋に入るもの) 汚れたプラスチック容器類(弁当箱や発泡スチロール等) おむつ(必ず汚物は取り除く)、ヒモ類、台所用スポンジ等	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	町指定の専用袋(家庭用=白、事業用=青)に入れる <b>1回に指定コンテナ3個まで(合計重量50kgまで)</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	布団、座布団、毛布 (指定の袋に入りきらぬもの) ▶ <b>布団の日</b> に出す 毎月各地区指定の <b>水曜日</b> 1回	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
有害ごみ	水銀入りの体温計、温度計、水時計	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	透明な袋に入れ『燃えないごみ』収集日にコンテナの上側に入れる	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	乾電池、ボタン電池、小型充電式電池等(モバイルバッテリー、加熱式たばこ、スマホ等) ただし、鉛バッテリー(車・バイク用等)は収集不可	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
大型ごみ	電氣製品や器具、ガス(ガス台等) 器具、石油(ストーブ等) 器具、家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	大型ごみの見やすいところに『大型ごみ処理券』を貼る <b>1回に10個まで(合計重量50kgまで)</b>	●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	
	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等は、家電4品目になります。	●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること		●ペットボトル (ペットボトルのふた等)		●必ずふた(キャップ)は取り外し、中を水洗いすること	

### 収集できないごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類(レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系一斗缶、古タイヤ等のゴム類、消火器、車・バイク用バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、パソコン、産業廃棄物(食品製造業者の食品残さ、建築廃材[家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等]、農業用廃ビニール、医療廃棄物(注射器、注射針等)、大型の農機具



(注意)  
事業所から排出される多量の一般廃棄物(産業廃棄物は除く)や一般家庭の大掃除や引越など排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい  
なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎64-0754 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい

## 令和8年4月から令和8年9月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝8時30分までに出して下さい。(匂いや動物の食害で収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)  
指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

16地区(木沢地区)	布団の日	燃えるごみの日	燃えないごみの日	缶の日(1ℓ以下)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙類の日
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11